

# 第 1 5 回厚生常任委員会議案

日 時 平成 2 3 年 1 2 月 1 9 日 ( 月 曜 ) 午 前 9 時 3 0 分  
場 所 第 1 委 員 会 室

## 1 開 会

## 2 議 件

### ( 1 ) 調 査 事 項

ア 障害者ケアホームの整備について

資料 1

イ 農村地域保育所の運営について

資料 2

ウ 東日本大震災の廃棄物の受入について

資料 3

エ 議会報告と町民との意見交換会 ( 厚生常任委員会分 ) の対応について

## 3 その他

( 1 ) 次回委員会の開催日程について  
平成 2 3 年 月 日 ( )

( 2 ) その他

## 4 閉 会

メモ

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page below the 'メモ' header. It is intended for handwritten or typed notes.

## 障害者ケアホームの整備について

<今までの経過について>

平成 22 年 9 月 平成 23 年度実行計画ー平成 25 年度建設でケアホーム建設支援として事業費を計上

平成 22 年 12 月 平成 22 年第 7 回定例会 小椋議員からの一般質問  
「障害者グループホーム（ケアホーム）の検証について」  
・時 期 平成 25 年度建設予定  
・場 所 芽室町西 6 条 4 丁目も選択肢の一つ  
・建設補助 補助支援について実行計画に計上

平成 23 年 2 月 16 日 どんぐり会とのそよ風トーク  
・ケアホーム建設について  
・旧芽室中央保育所跡地建設予定の共生型施設（社会福祉協議会建設）について

平成 23 年 5 月 11 日 柏の里めむろとの打ち合わせ会議  
（理事長、理事長代理、保護者会会長、施設長、どんぐり会会長）  
ケアホーム建設にかかる打ち合わせ会議  
・柏の里めむろ「ケアホーム」建設計画  
・現在は把握している利用者ニーズ  
・ケアホーム新設に向けた課題整理

平成 23 年 8 月 19 日～31 日 町がケアホームに関するニーズ調査実施

平成 23 年 9 月 平成 24 年度実行計画ー平成 25 年度建設でケアホーム建設支援として事業費を計上

平成 23 年 10 月 21 日～ 芽室町保健医療福祉協議会 障害者部会で「芽室町障がい者福祉計画」策定に向け協議中

農村地域保育所 H22早朝・延長保育集計表

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
北伏古保育所	期間	5 ~ 30	1 ~ 31	1 ~ 11	~	30 ~ 31	1 ~ 30	1 ~ 25	~	~	~	~	~	97	
	日数	19	23	10	0	2	24	19	0	0	0	0	0		
中伏古保育所	期間	~	7 ~ 31	~	~	17 ~ 31	1 ~ 30	1 ~ 30	1 ~ 13	~	~	~	~	94	
	日数	0	21	0	0	13	24	25	11	0	0	0	0		
明正保育所	期間	5 ~ 30	6 ~ 31	3 ~ 4 28	~	3 ~ 30	2 ~ 30	1 ~ 29	1 ~ 24	~	~	~	8 ~ 12	103	
	日数	15	18	2	1	9	20	20	13	0	0	0	5		
上伏古保育所	期間	20 ~ 30	1 ~ 31	~	~	10 ~ 30	1 ~ 30	1 ~ 30	1 ~ 6	~	~	~	7 ~ 10	98	
	日数	7	18	0	0	15	24	25	5	0	0	0	4		
上美生保育所	期間	5 ~ 30	6 ~ 31	1 ~ 30	1 ~ 30	2 ~ 31	1 ~ 30	1 ~ 30	1 ~ 30	1 ~ 30	1 ~ 30	6 ~ 31	1 ~ 28	1 ~ 26	251
	日数	21	18	21	23	23	23	21	20	21	17	22	21	21	
美生保育所	期間	~	6 ~ 19	8 ~ 23	12 ~ 28	10 ~ 30	2 ~ 30	1 ~ 30	~	~	~	~	8 ~ 18	45	
	日数	0	5	3	4	2	16	12	0	0	0	0	3		
西土狩保育所	期間	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	4 ~ 5	2	
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
祥栄保育所	期間	19 ~ 28	6 ~ 26	~	~	30 ~ 31	1 ~ 29	1 ~ 22	~	~	~	~	5 ~ 12	53	
	日数	6	10	0	0	2	18	10	0	0	0	0	7		
計	期間	5 ~ 30	1 ~ 31	1 ~ 30	1 ~ 30	2 ~ 31	1 ~ 30	1 ~ 30	1 ~ 30	1 ~ 30	1 ~ 30	6 ~ 31	1 ~ 28	1 ~ 26	743
	日数	68	113	36	28	66	149	132	49	21	17	22	42		

## 環境省における広域処理推進に向けての取組について

平成 23 年 10 月 4 日  
環境省廃棄物対策課

### 1. 災害廃棄物の広域処理に向けたこれまでの取組

#### (1) 東日本大震災による災害廃棄物の発生状況

本年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害がもたらされたところ。特に岩手、宮城、福島 の 3 県の沿岸部においては、合わせて約 2,300 万 t の災害廃棄物が発生していると推計されており、被災地の 1 日も早い復旧・復興に向け、これらの適正かつ迅速な処理が必要である。

被災県及び市町村の尽力により、現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物を本年 8 月末までに仮置場へ概ね移動させるという「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」に掲げた目標については、福島県内の警戒区域を除く全ての市町村において達成した。

現在は、仮置場に搬入された災害廃棄物の処理を本格化していく段階に至っており、その迅速な処理を進めるに当たって、被災地以外の地域の人員、機材、施設等を活用した広域処理を大規模に実施することが不可欠な状況である。

#### (2) 災害廃棄物の受入協力要請

震災により発生した膨大な量の災害廃棄物の広域処理を進めるため、本年 4 月 8 日に環境副大臣より 42 都道府県知事に対し、災害廃棄物の受入処理への協力を依頼した。この依頼に対して、全国 42 都道府県、572 市町村・一部事務組合から、

- ・焼却処理については、年間最大 約 293 万トン
- ・破碎処理については、年間最大 約 85 万トン
- ・埋立処分については、年間最大 約 110 万トン

処理量の合計で、年間最大約 488 万トンの受入を表明いただいた。

#### (3) 東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドラインの策定

一方で、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による災害廃棄物の汚染を危惧する意見が全国各地で寄せられるようになり、広域処理を進める

ためには、受入側の理解を、より慎重に求めることが必要な状況となった。

そこで、環境省では、災害廃棄物の広域処理における安全性の考え方、搬出側における安全性の確認方法等について、本年8月10日に開催した災害廃棄物安全評価検討会において検討いただき、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」を取りまとめて、翌8月11日に関係都道府県に通知したところ。このガイドラインの中で、岩手県宮古市等の災害廃棄物について、相当安全側に仮定を置いても、8,000Bq/kgを大きく下回る算定結果となり、問題なく広域処理を行えるものとの評価が得られた。

#### (4) 地方公共団体における検討状況

本年9月28日に東京都から岩手県の災害廃棄物を受け入れる旨発表された。東京都は、上記ガイドラインの内容も踏まえて準備を進め、初めてとなる本格的な広域処理が実現したところ。

また、資料6に示すように、他の地方公共団体においても、災害廃棄物の受入について検討が進められているところ。

## 2. 災害廃棄物の広域処理の一層の促進に向けて

### (1) 環境省における災害廃棄物の広域処理の推進体制

広域処理を加速するため、環境省本省と現地災害対策本部、地方環境事務所が緊密に連携し、広域処理のマッチングを進めるための体制や手続を整備する。

### (2) 災害廃棄物の受入検討状況調査

本日の推進会議を受けて広域処理を検討している各地方自治体の考え方を改めて整理し、被災側地方公共団体の希望を踏まえ具体的なマッチングを進めていくために、各地方公共団体に対し、受入処理可能量及び受入条件等を含めた受入検討状況について調査を行う予定であり、御協力をお願いしたい。

### (3) 広域処理推進ガイドラインの改定

東京都の取組を含め、各地方公共団体において広域処理の検討が進んでいることや、被災地側で災害廃棄物の処理に係る放射性物質等に関するデータ（例えば、今回広域処理が実現した宮古市の災害廃棄物を混焼した焼却灰の放射能濃度が133 Bq/kgであったことなど）が蓄積されてきていることから、これらを踏まえて、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」の改定を行う予定。

# 十勝11市町村の2組合

## がれき受け入れ姿勢

### 放射性物質含めば拒否

東日本大震災で発生したがれきの受け入れを、国が全国の自治体などに打診しているのに、管内では十勝環境複合事務組合（帯広市など9市町村）と北十勝2町環境衛生処理組合（上士幌、士幌）が受け入れ姿勢を示していることが、5日までに分かった。両組合でも放射性物質を含む場合は拒否するとしている。

国からは具体的ながれき搬入の依頼はないという。同県環境生活課は「本来にやるべきで、実際に受け入れるかは別の話だ。被災地と受け入れ先で契約を結ぶことになるだろう」としている。

環境省によると、岩手、宮城、福島のがれき推計量は2562万9000トン、仮置き場の搬入済み量は1日現在で1027万3000トンと推定されている。国は2014年3月末をめどにがれきの処理を終える方針を示している。

（小林祐三、関根弘貴、伊藤寛）

大量のがれきの処分は被災一般廃棄物中間処理施設「くりのりんセンター」がある帯広市と最終処分場「うめーのセンター」がある池田町の住民、構成市町村の同意の3つがそろって初めて受け入れられる。同組合は「組合が単独で受け入れを実施することはできない。放射性物質が確認されれば拒否する」としている。

十勝環境複合事務組合は、焼却処分（1日処理可能量100トン、年間最大受け入れ量3000トン）と破砕作業（同8トン、同2000トン）が可能と回答。受け入れ条件として、①周辺住民が同意の構成市町村（帯広、音更、芽室、中札内、更別、喜望峯、豊頃、池田、浦幌が利用）のみと、②同質の放射性物質が含まれないと回答したとしている。

国の要請があった場合は、同意を待たず、4月以降

平成23年8月6日（土）十勝毎日新聞

## 受け入れ意向調査

大震災がれき広域処理で国  
条件不明、管内「判断できず」

定される廃棄物の種類、処理内容（焼却、埋め立てなど）、1日と年間処理可能量などを質問する内容。

国は4月にも調査を行い、この時点で管内では同組合と北十勝2町環境衛生処理組合（上士幌、士幌）が受け入れ姿勢を示したが、「放射性物質を含む場合は拒否する」という条件を付けていた。

その後、放射性物質による災害廃棄物の汚染を懸念する声が全国的に高まり、8月に環境省が焼却灰に含まれる放射性物質が1キログラムあたり8000ベクレル以下なら安全とする広域がれき処理に関するガイドラインを示している。

道は17日、札幌市内で4月の調査で受け入れ姿勢を示した市町、一部事務組合などを集めた意見交換会を開き、管内からは十勝環境複合事務組合が参加。道からは岩手県などが実施した試験焼却では最高でも4000ベクレルだったことなどが説明された。

同組合は「被災地を助けた」との思いはあるが検討材料がなく、地域住民や構成市町村の理解を得られる状況になり、地域住民、構成市町村の同意を得ることが受け入れの

平成23年10月21日（金）十勝毎日新聞

大前提。単独で（受け入れを）判断するのはあり得ない」と話している。

道は国から岩手県のがれき受け入れ協力を依頼されているが、現段階では「具体的な受け入れ要請は来ていない」（環境生活部）という。調査は当初21日締め切りだったが、今月内をめどにとりまとめる予定という。

（関根弘貴、小林祐三）

# 震災がれき受け入れを

## 道町村会、全144町村に要請

東日本大震災の被災地のがれき受け入れ問題で、道町村会（会長＝寺島光一郎・檜山管内乙部町長）は道内全144町村に対し、放射性物質の濃度が安全基準以下であることを条件に、がれきを受け

入れるよう協力を要請した。道内で受け入れに消極的な自治体が増え、被災地の復興の遅れが懸念されているため、要請を決めた。要請は文書で18日に郵送した。最終処分場の処理能力などを考慮

した上で「受け入れ環境が整った町村においては、ご協力いただきますようお願い申し上げます」とした。被災地のがれきをめぐっては、道の4月調査では市町村と一部事務組合の計50団体が受

け入れの意思を示していたが、放射能の影響を懸念する住民の声の高まりから、10月調査では11団体に減っていた。全国町村会の北海道東北ブロック会長を務めている寺島会長は「道内には被災地町村と姉妹関係を持つ町村も多く、人ごとではない。安全性の確保を前提に、地理的に近く、つながりの深い北海道でできるだけ受け入れるべきだ」と話している。

一方、道市長会は道の調査で各市の意思は既に示された」とし、働きかけなどの予定はないという。

は入れの意思を示していたが、放射能の影響を懸念する住民の声の高まりから、10月調査では11団体に減っていた。全国町村会の北海道東北ブロック会長を務めている寺島会長は「道内には被災地町村と姉妹関係を持つ町村も多く、人ごとではない。安全性の確保を前提に、地理的に近く、つながりの深い北海道でできるだけ受け入れるべきだ」と話している。

# がれき受け入れ見直し

ごみ処理2組合  
放射能汚染懸念

東日本大震災の被災地のがれき処分について、十勝管内で当初受け入れ可能としていた十勝環境複合事務組合（組合長・米沢則寿帯広市長）と北十勝2町環境衛生処理組合（同・竹中貢上土幌町長）が、10月の道の意向調査に対し、放射性物質などの懸念から慎重な対応が必要として受け入れ方針を見直した。

帯広市と周辺8町村のごみを共同処理している十勝環境複合事務組合は4月の道の調査

に、可燃ごみ年3千ト、不燃ごみ同2千トを受け入れられるとした。しかし、その後、がれきに含まれる放射性物質が問題となったため、構成自治体の考え方を調査。「基幹産業の農業や酪農への影響が否定できない」と懸念する意見が大半を占めたため、「受け入れは難しいと判断した」（同組合）という。

北十勝2町環境衛生処理組合も同様で、道の10月調査に「放射性物質を含むがれきにつ

いては受け入れ困難」と回答した。道内では、4月時点

では計50団体が受け入れを表明していたが、10月時点で11団体に激減。被災地支援の立場から、道町村会は18日、道内全町村に放射性物質の濃度が安全基準以下であることを条件に協力を要請した。

要請に対して、十勝環境複合事務組合の佐藤好則副組合長は「まず組合として構成町村の意見を聞く必要がある。全道の動向も含めて情報収集にあたりたい」としている。

（須藤幸恵）

2011年 11月 25日  
勝毎 道新 環境  
日経 朝日 ( )